

229

行政機関と連携した防災活動の展開

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
一般社団法人静岡建設業協会 【平成 27 年】	2080005006314	インフラ関連事業者 【建設業】	静岡県

取組の概要

地元を熟知した建設業者が地域を守る

- 一般社団法人静岡建設業協会と静岡市は、平成 10 年に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、協会内に市防災計画に沿った防災隊を組織した。
- 市の建設局所管の道路・河川施設については、災害時に建設局災害対策本部とは別に、地区支部 8ヶ所（うち支所 3ヶ所）に自主参集し、市職員と地区支部を設置している。
- 毎年実施している市の防災訓練では、本部、地区支部に協会員が出動し、行政と一体となって訓練を行っている。
- 災害時に地元の特殊事情を熟知した地域の建設業者が守備することによるメリットは大きい。



▲応急対策業務訓練の様子

災害時における応急対策業務に関する協定書

(目的)

第 1 条 静岡市地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、市民の救出活動及び救護活動並びに災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲が乙の協力を得て公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定並びに道路の啓開（以下これらを「応急対策活動」という。）を行うとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による公共施設の災害応急復旧工事（以下「応急復旧工事」という。）を行うことにより、公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

▲ 「災害時における応急対策業務に関する協定書」の目的

取組の特徴（特色、はじめたきっかけ、狙い、工夫した点、苦労した点）

一元的かつ合理的に活動できる体制づくりを推進

- 平成 7 年の阪神・淡路大震災後、同会は東海地震を想定した防災・減災に危機感を持ち、それまでの形式的（シナリオ的な訓練）な取組を見直した。
- 過去の災害では、各行政機関の各セクションから、それぞれ依頼や指示・命令が出され、会員企業の対応に混乱が生じたことを踏まえ、災害時においても一元的・合理的に行動できるよう、市の防災体制に合わせた災害パトロールや応急対応ができる防災体制の構築を図っている。

- 平成 28 年 7 月 4 日に同協会と日本建設機械レンタル協会静岡支部は、「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結した。同協定書は、災害発生時において、応急復旧に必要となる建設資機材の調達に関する協定を締結したものであり、建設業協会に対してレンタル協会が優先的に資機材を供給することで、これまで以上に迅速な対応を行なう体制を構築している。

実効性を高めるための工夫

- 大地震時のパニックと通信系インフラの壊滅を想定し、「震度 5 強」が市内で発生した時には市の建設局対策本部と各支部拠点に各隊員で参集可能な者は自主的に参集する「自動参集」の仕組を採用している。
- 本部と各支部との情報伝達は、市から地区支部 8 箇所に支給された衛星携帯電話やタブレット等による通信機器によるものと、徒步・自転車・バイクによるものの 2 系統を整備している。また、2 系統とも伝達訓練等の訓練を実施している。

防災・減災以外の効果

- 協会長以下一元化された協会員が市内に定着しているため、道路・河川の清掃等のボランティア活動や維持修繕等においてもきめ細かい対応が取れる他、協会員同士の絆も深まっている。
- 市庁舎内に協会員用の席が設けられており、有事の際だけでなく平時から市と協会員が一体となって防災に対する取組やコミュニケーションを行う体制としている。年に一度の市の防災訓練には、非協会会員も含めた市内全ての建設業者が参加している。